シリーズ

ごみの減量・公平な負担のために

⑦変わらぬご協力をお願いします

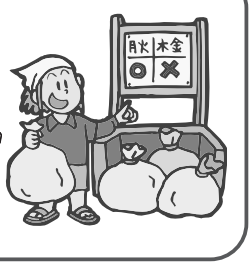

「ごみの減量・公平な負担のために」と題して、ごみの問題について5月15日号からシリーズでお知らせしてきました。
今回はシリーズの最終回として、市のごみ行政の今後について考えてみたいと思います。
詳しくはごみ対策課☎473・2117へ。

解決すべき課題

これまで有料化に関して市民の皆さんから頂いてきたご意見、日々寄せられるご要望、廃棄物減量等推進審議会での審議などから、市では現在市が抱えるごみの課題を3点に集約しました。

1．公平な負担制度の確保

現状の制度には、2つの問題があります。1つには「ごみの減量努力をしている方としていない方の不公平」、もう1つには「住居と収集拠点の位置から生ずる不公平」です。2つ目の不公平は、ボックスが家の近くにある方だけが受ける被害があることをいいます。

2．減量化、資源化の一層の推進

限りある社会資源を有効に活用し続けるためや、環境負荷の抑制のため、ごみの減量資源分別への取り組みは継続的に取り組んでいかなくてはなりません。

3．市民の意識改革

ごみの問題を、生産―消費―廃棄という大きな社会サイクルの中でとらえてもらえるように、次の4点を意識改革の目標に置きたいと思います。

①減量意識、分別の徹底（消費の出口）
②購買行動（消費の入口）の見直し
③不法投棄をしない、させない（法令遵（じゅん）守）
④曜日、時間を守って出す（モラル向上）

課題解決のために

○有料化について

市でも、他市と同様、有料化以外の高度分別や集団回収などの減量への取り組みを既に行ってきています。しかし、19年度における一人1日当たりの可燃・不燃ごみ量は、すでに多摩地域でごみ有料化している市の平均が1日467・2㌘に対し、東久留米市は1日490・2㌘でした。たった23㌘の違いと感じるかもしれません。しかし、年間に換算すると976トン余り、トラック約490台分の違いになります。

分別を推進し、さらなるごみの減量を目指すとすれば、有料化という手段を選ばざるを得ない状況です。

○ボックス収集について

従来から、ごみは「収集日当日の朝」出していただくのがルールです。ところが、ボックスがあるために、ルールを徹底することが事実上できません。ボックスの横に出される不法投棄物も年間1000件を超えています。自治会などで清掃当番を設け、しっかりボックスを管理されているところもありますが、市内全部で2500カ所余りあるボックスすべてを24時間監視することはできません。結果として、全市的に見て「東久留米市はいつでも、誰でも、ごみを捨て放題」という誤った認識が、残念ながら増えてきてしまっているようです。

前記に掲げた3つの課題である、「場所の不公平の問題」、「ごみの減量、「意識改革」のどの角度から見ても、便利なボックスは時代にそぐわないものになってしまいました。多摩26市でも既に東久留米市と府中市以外はすべてボックス収集をやめていて、残る府中市でも報道によればボックス廃止の方向とされています。

また、昨年行ったアンケートでは、家庭ごみ有料化する際の条件として、ルール違反や不法投棄の対策を掲げる方が75・9％に上っています。

こうした状況を総合的に見ていくと、特に有料化の際にはボックス収集方式を続けていくのは難しいものと考えられます。

早急な実施は困難

しかし、日々ニュースで伝えられる世界的な経済状況の冷え込み、消費者物価指数の16年ぶりの上昇など、ここ数カ月で市民生活の家計は非常に厳しいものになっています。

さらに、今後の経済展望からも、短期に経済回復が期待できる状況にはなっていません。こうした経済状況から判断し、市として市民の皆さんに新たな経済的負担をお願いすることにもなる「家庭ごみの有料化」を、今すぐ導入・実施できる状況ではないとの判断に至りました。

最近、市に寄せられるご意見には、ボックスの廃止や戸別収集化に期待する声が増えてきていました。こうした課題を解決するための一歩を、今回踏み出せないことは非常に残念なことではあります。

しかし、毎日のごみの収集、処理は休むことなく続けられます。ごみ処理は、水道、ガスのようなライフラインの1つであるといっても過言ではありません。市としては、分別して出していただければ、ごみが生活圏からなくなり、快適な生活を送ることができる、このライフラインをこれからも着実に守りつつ、より効率的で経済的な回収・処理を目指していきます。そして、既にこのシリーズでお伝えしてきたようなごみ行政をめぐるさまざまな問題、市民の皆さんの生活に直結する非常に重要な問題についても、できることからさまざまな改善策を講じていきます。

市民の皆さんのごみ行政に対するごみ減量努力に感謝し、これからの変わらぬご協力を心よりお願いして、本シリーズを終えたいと思います。

第4回市議会定例会を開催中

20年第4回市議会定例会が12月1日（月）～18日（木）の18日間の日程で開催中です。今回の議会に上程された市長提出議案は、次の通りです。

東久留米市教育委員会委員の任命について▼東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例▼東久留米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例▼東久留米市立保育園条例の一部を改正する条例▼平成20年度東久留米市一般会計補正予算（第4号）▼平成20年度東久留米市老人保健特別会計補正予算（第2号）

詳しくは議会事務局☎470・7789へ。

開設します

夜間・休日納税相談窓口

市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

※介護保険料は納付書を持参していただければ領収します。

※納税証明の発行はできません。

夜間納税相談窓口

【日時】12月17日（水）・18日（木）のいずれも午後8時半まで

休日納税相談窓口

【日時】12月20日（土）・21日（日）のいずれも午前9時～午後4時

【会場】夜間・休日のいずれも納税課（市役所2階）

詳しくは同課☎470・7730へ。

中小企業者の皆さんへ

資金融資の特例措置を実施しています

市では、昨今の経済不況に伴う対策として、21年3月31日までの申し込み受け付け分に限り、市内の中小企業者に対する資金融資の特例措置を実施しています。

対象は、不況対策緊急資金融資および小口零細企業資金融資（不況対策緊急資金）とし、信用保証料の補助額規定のうち、上限額（2万5000円）を廃止します。

詳しくは産業振興課☎470・7743へ。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時		相談員	予約開始日等		会場
法律相談	7日・14日	いずれも水曜日午前10時から	弁護士	12月22日（月）	午前8時半から電話で生活文化課☎470・7777（代）	市役所2階相談室
	21日・28日			1月15日（木）		
登記相談	7日（水）午後1時から		司法書士	12月25日（木）		
表示登記相談	7日（水）午後1時から		土地家屋調査士	12月25日（木）		
税務相談	14日（水）午後1時から		税理士	1月9日（金）		
人権身の上相談	21日（水）午後1時から		人権擁護委員	1月13日（火）		
不動産相談	21日（水）午後1時から		宅地建物取引主任者	1月16日（金）		
交通事故相談	28日（水）午後1時から		弁護士	1月22日（木）		
相続・遺言・成年後見等手続相談	14日（水）午前10時から		行政書士	1月8日（木）		
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	28日（水）午前10時から		社会保険労務士	1月23日（金）		
経営相談	平日の午前10時～午後4時		市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会☎471・7577		東久留米市商工会館
女性の悩みごと相談	5日	いずれも月曜日午後1時半～4時半	女性カウンセラー	12月15日（月）	午前9時から電話で男女平等推進センター☎472・0061	男女平等推進センター
	19日・26日			1月5日（月）		
女性弁護士による法律相談	9日（金）午前9時半～午後零時半		女性弁護士	12月26日（金）		
教育相談室	火曜～土曜日	午前10時～午後5時※電話相談も可	教育相談員	中央相談室☎473・3667（成美教育文化会館内教育センター）		
	月曜～金曜日			滝山相談室☎475・8909（西中学校隣）		
母子相談	開庁日		母子自立支援員	子育て支援課☎470・7736		

1月のお気軽に無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	14日（水）午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	9日（金）午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者（児）相談	平日の午前9時～午後5時※電話相談も可☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
住宅増改築相談	8日（木）午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時※電話相談も可☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課（市役所2階）

《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問			

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、**電話なんでも相談☎474・4294**を月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時に行っています。

※東京都でも、**交通事故相談☎03・5320・7733**や**ヤミ金被害者相談☎03・5320・4727**を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。

◆**行政相談**…21年1月14日（水）午後1時～4時、市役所2階相談室。小山正勝氏（小山、☎471・3955）▽篠宮松美氏（南町、☎465・1839）▽岡部佳子氏（幸町、☎474・0379）